

相模原市道路標識条例について
相模原市道路標識条例を次のように制定する。

平成24年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市道路標識条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第45条第3項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(以下「道路標識」という。)の寸法について必要な事項を定めるものとする。

(道路標識の種類及び番号)

第2条 この条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1に定めるところによる。

(寸法)

第3条 市が定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

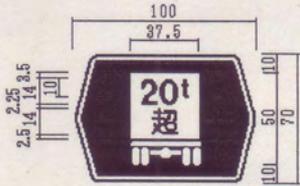
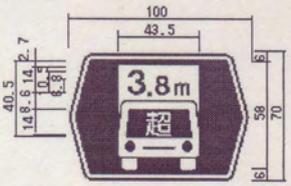
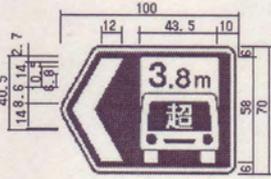
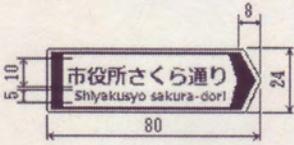
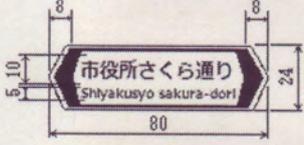
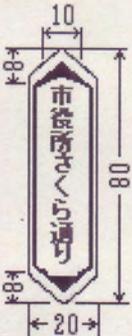
この条例は、平成25年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

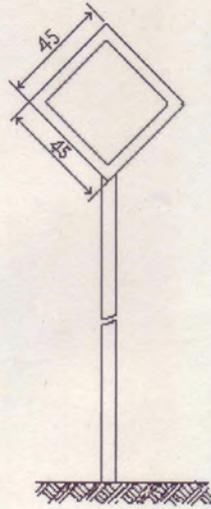
1 標示板の寸法

種類	入口の方向	入口の方向	入口の予告
番号	(103-A)	(103-B)	(104)

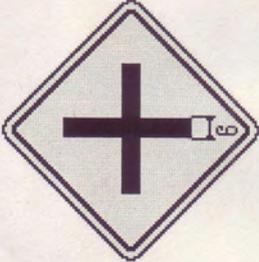
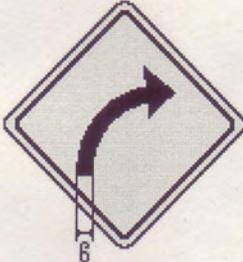
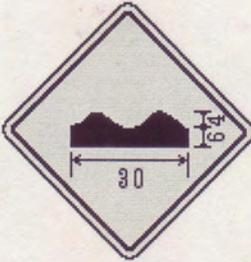
標識	<p>(120×120)</p>	<p>(120×120)</p>	<p>(120×120)</p>
種類	待避所	駐車場	登坂車線
番号	(116 の 3)	(117 - A)	(117 の 2 - A)
標識	<p>(90×60)</p>	<p>(60×60)</p>	<p>(60×160)</p>
種類	都道府県道番号	都道府県道番号	都道府県道番号
番号	(118 の 2 - A)	(118 の 2 - B)	(118 の 2 - C)
標識			
種類	総重量限度緩和 指定道路	総重量限度緩和 指定道路	高さ限度緩和 指定道路
番号	(118 の 3 - A)	(118 の 3 - B)	(118 の 4 - A)

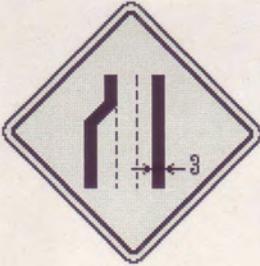
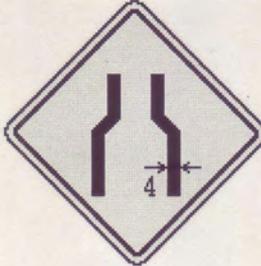
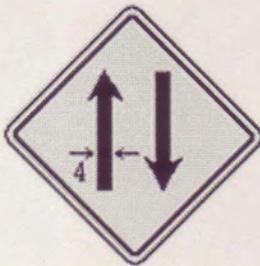
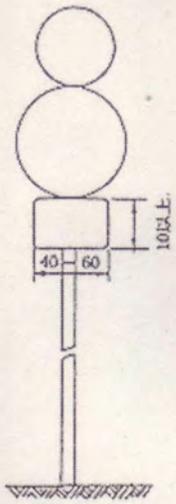
標識			
種類	高さ限度緩和 指定道路	道路の通称名	道路の通称名
番号	(118 の 4-B)	(119-A)	(119-B)
標識			
種類	道路の通称名	まわり道	
番号	(119-C)	(120-A)	
標識			

標示
板の
寸法



警
戒
標
識

種類	十形道路交差点あり	右(又は左)方屈曲あり	信号機あり
番号	(201-A)	(202)	(208の2)
標識			
種類	落石のおそれあり	路面凹凸あり	合流交通あり
番号	(209の2)	(209の3)	(210)
標識			
種類	車線数減少	幅員減少	二方向交通
番号	(211)	(212)	(212の2)

	標識			
補助標識	標示板の寸法		種類	注意事項
			番号	(510)
			標識	

備考

- 1 道路標識の標示板の寸法は、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。
- 2 法第48条の4に規定する自動車専用道路(以下「自動車専用道路」という。)以外の道路に設置する「駐車場(117-A)」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- 3 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(117-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A及び118の4-B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(2に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸

- 法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 4 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線(117の2-A)」、「都道府県道番号(118の2-B及び118の2-C)」及び「道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 5 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。
- 6 補助標識は、その附置される案内標識及び警戒標識の標示板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

2 文字等の寸法

- (1) 文字及び記号の寸法は、前項の図示の寸法を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「待避所」、「駐車場(117-A)」、「登坂車線(117の2-A)」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A及び118の4-B)」、「道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは前号の規定によるも

のとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

- (4) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」、「都府県(102-A)」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(106-A及び106-C)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(108の2-A及び108の2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点(114-A及び114-B)」を表示する案内標識に、それぞれ市章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(117-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- (7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A及び118の4-B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の2-A)」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-B及び118の2-C)」及び「道路の通称名(119-A、119-B及び119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律(平成23年法律第37号)による道路法(昭和27年法律第180号)の改正に伴い、市が管理する県道及び市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について所要の定めをいたしたく提案するものである。